

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、安曇野赤十字病院労働組合から、以下のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、公表します。

令和8年5月26日

1 開始日

令和8年6月12日以降

2 場所

安曇野赤十字病院において、安曇野赤十字病院労働組合の組合員が所属する全職場

3 要求事項

賃金要求 等

長野県知事 阿 部 守 一